

函館市恵山福祉センター利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市恵山福祉センター条例（平成16年函館市条例第74号。以下「条例」という。）および函館市恵山福祉センター条例施行規則（平成16年函館市規則第143号）に定めるもののほか、函館市恵山福祉センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用券の交付申請等)

第2条 条例別表において、利用料が無料と定める者は、センターを利用するにあたり、個人にあつては別記第1号様式の申請書により、団体にあつては利用の10日前までに別記第2号様式の申請書により、利用券の交付を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において利用を許可したときは、個人にあつては別記第3号様式の利用券を団体にあつては別記第4号様式の団体利用券を交付する。

(利用券等の提示)

第3条 前条第2項の規定により、利用券または団体利用券の交付を受けた者は、センターを利用するときは、当該利用券等を提示しなければならない。

(利用券等の紛失および記載事項の変更)

第4条 利用券または団体利用券を紛失したとき、またはその記載事項に変更があつたときは、センターに申し出なければならない。

(利用券等の貸与および譲渡等の禁止)

第5条 利用券または団体利用券の交付を受けた者は、他者もしくは他団体に貸与し、または譲渡等をしてはならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式
(第2条関係)

函館市恵山福祉センター利用券交付申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所
申請者
氏 名

次のとおり函館市恵山福祉センター利用券の交付を申請します。

住 所	町 丁目 番(地) 号	電話	局 番
氏 名		生年 月日	M・T・S 年 月 日
職 業			
所属老人クラブ			
連絡先	住所	電話	
	氏名		

別記第2号様式
(第2条関係)

函館市恵山福祉センター団体利用券交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 団体名
代表者住所
代表者氏名
電話 局 番

次のとおり函館市恵山福祉センター団体利用券の交付を申請します。

利用の日時	年 月 日 時から 時まで
利用目的	
利用する福祉センター	函館市恵山福祉センター
利用人数	人
備考	

別記第3号様式
(第2条関係)
(表)

第 号			
函館市恵山福祉センター利用券			
住所		電話	
氏名			
生年月日		年 月 日	
連絡先	住所	電話	
	氏名		
年 月 日交付			
函館市長 印			

(裏)

注 意 事 項	
1 この利用券は、本人に限り有効です。	
2 この利用券は、函館市恵山福祉センターで利用できます。	
3 入館の際は、必ずこの利用券を係員に提示してください。	
4 紛失したときは、または記載事項に変更があったときは、函館市恵山福祉センターに申し出てください。	
名 称	所 在 地
函館市恵山福祉センター	函館市柏野町117番地209 (電話0138-85-2800)

別記第4号様式
(第2条関係)
(表)

第 号	
函館市恵山福祉センター団体利用券	
団 体 名	
代 表 者	住 所
	氏 名
利用日時	年 月 日 時から 時まで
利用福祉センター	函館市恵山福祉センター
利用人数	人
年 月 日交付	
函館市長 印	

(裏)

注 意 事 項	
1 この利用券は、当日に限り有効です。	
2 入館の際は、必ずこの利用券を係員に提示してください。	
3 代表者変更の際は、速やかに届け出てください。	
4 紛失したときは、許可を受けた函館市恵山福祉センターに申し出てください。	
名 称	所 在 地
函館市恵山福祉センター	函館市柏野町117番地209 (電話0138-85-2800)